

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

平成11年に男女共同参画社会基本法が制定され、大網白里市では、男女共同参画に関する情報提供や啓発活動を行ってきましたが、少子・高齢化の進展、家族形態やライフスタイルの多様化、不安定な経済状況など市民生活を取り巻く環境は変化しており、新たに対応していかなければならない課題が生じています。

こうした社会情勢のなか、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要になっています。

こうした現状を踏まえ、大網白里市では男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「大網白里市男女共同参画計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村計画であり、大網白里市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。
- (2) この計画は、国及び千葉県の男女共同参画に関する計画を勘案し、大網白里市総合計画との整合性を図りながら、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。
- (3) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)第2条の3第3項に基づく配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画としても位置付けます。
- (4) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)第6条第2項に基づく市町村推進計画としても位置付けます。(該当部分は、「基本目標Ⅲ(1)男女がともに能力を生かせる職場づくりの推進」)。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの計画とします。

この計画は、今後の社会情勢の変化や本計画の進捗状況等、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 【家族経営協定※2の締結数】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
大網白里市	3	1	—	1	1	1
千葉県内	1,175	1,287	1,419	1,516	1,590	1,666

資料：産業振興課

## 【施策の方向】

## ① 職場における男女の均等な機会・待遇の確保と女性の就業継続支援

事業内容	担当課
職場において男女の均等な雇用機会と待遇を確保するため、男女雇用機会均等法や制度の周知を図ります。	産業振興課
地域職業相談室等と連携して、労働者への情報提供等を行います。	産業振興課
離職せずに就業継続できるよう、各種休業制度に関する周知を図ります。	産業振興課
職場における男女の均等な機会・待遇の確保や女性の就業継続支援に関する研修やセミナーの情報を事業所に提供するとともに、参加の促進を図ります。	産業振興課

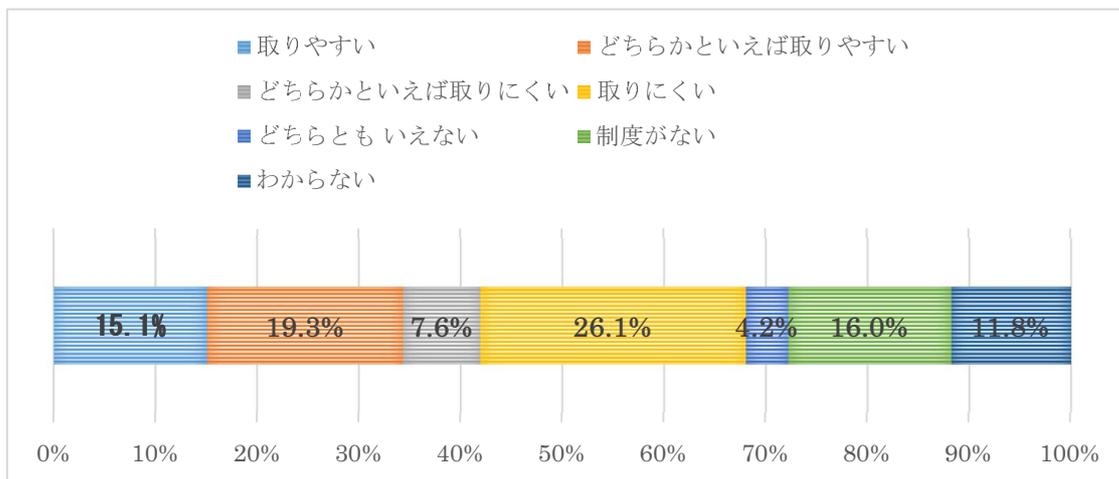
## ② 農業、商工業等自営業における男女共同参画の促進

事業内容	担当課
家族経営協定の締結を促進します。 【指標】 ・家族経営協定の新規締結数 5件以上	産業振興課
女性の認定農業者の増加を目指します。 【指標】 ・女性の新規認定農業者 5人以上	産業振興課

## ③ 女性の起業や再就職の支援

事業内容	担当課
県男女共同参画センター等で開催する女性の職業能力開発講座等を周知し、参加を促進します。	産業振興課 地域づくり課
ジョブサポートセンター等と連携し、就職支援の情報を提供します。	産業振興課

**【男性の職場における育児休暇のとりやすさ】**



資料：市民意識調査

**【施策の方向】**

**① ワーク・ライフ・バランスの意識定着と環境整備**

事業内容	担当課
事業所へのワーク・ライフ・バランス意識の普及、啓発に努めます。	産業振興課
育児休業・介護休業など、各種休業制度に関する周知を図ります。	産業振興課
事業所へのワーク・ライフ・バランス意識の普及、啓発に努め、育児・介護休業取得や短時間勤務制度等、多様な働き方が可能となる制度の導入促進を図ります。	産業振興課
市職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランス意識を持って職務に当たることができるよう、積極的な働きかけや情報提供を行います。 【指標】 ・男性の育児休業等取得率（市職員） 10%	総務課

**② 子育て支援**

事業内容	担当課
保護者が安心して働くことができるよう、一時預かり、延長保育、病後児保育など、多様な保育制度の充実を図ります。 【指標】 ・時間外保育の実施 全施設 ・一時保育の実施 3カ所 ・病後児保育の実施 1カ所	子育て支援課 管理課
育児や保育制度について気軽に相談できる窓口を整え、子育てに関する情報などを提供します。	子育て支援課 健康増進課

## 【施策の方向】

### ① 地域における慣習、慣行の見直しの啓発

事業内容	担当課
区・自治会等に男女共同参画に関する理解を深めるための広報等を行い、地域の中に根強く残る男女不平等な習慣・慣行等の見直しに向けて、意識啓発を図ります。	地域づくり課

### ② 地域活動における女性の参画促進

事業内容	担当課
男女共同参画に取り組む市民団体の自主的学習活動やサークル活動などを支援します。	地域づくり課
区・自治会活動などの地域活動や各種ボランティア活動における男女共同参画を促進します。	地域づくり課

### ③ 外国人への情報提供等の支援

事業内容	担当課
本市に在住または本市を訪れる外国人に対して、各種パンフレットやホームページ等の多言語化を図るなど、外国語による情報提供等の支援を行います。	総務課 生涯学習課 関係各課

### (3) 男女共同参画の視点に立った健康支援

#### 【現状と課題】

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の最も基本的な条件であり、男女が互いの身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提です。

そのためには、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、それぞれが健康管理とライフスタイルに応じた健康づくりについて主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくための健康教育、相談体制を確立する必要があります。

特に、女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することもあり、男女ともに理解し配慮する必要があります。

#### 【施策の方向】

#### ① 妊娠、出産等に関する健康支援

事業内容	担当課
安心して出産に臨めるよう、妊婦健康診査の助成を行います。また、乳幼児健診をはじめとする健康支援・育児に関する相談の充実を図ります。 【指標】 ・ 広報紙、ホームページ等を利用した健診や相談の周知年 12 回以上	健康増進課
生後 4 か月までの乳児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行うとともに予防接種等の情報提供を行います。 【指標】 ・ 新生児または乳児家庭訪問の実施 90%以上	健康増進課
妊娠届出書をもとにハイリスク妊婦への個人相談など、妊娠・出産への不安を軽減するため、状況に応じた相談対応を行います。	健康増進課

#### ② 心と身体の健康づくり支援 (削除)

事業内容	担当課
疾病の早期発見を目的とした各種検（健）診の受診勧奨と健康相談、健康教育など疾病予防に向けた保健事業を推進します。	健康増進課

【施策の方向】

① DV・虐待被害者等に対する支援

事業内容	担当課
<p>「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせての広報活動などにより、DVは重大な人権侵害であることを周知します。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DVに関するチラシ等の配布による情報提供 年1回以上</li> <li>・広報紙、ホームページ等を利用した周知 年1回以上</li> </ul>	<p>地域づくり課 子育て支援課</p>
<p>児童虐待防止推進月間にあわせ、児童虐待防止に関する啓発を行います。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙、ホームページ等を利用した周知 年1回以上</li> </ul>	<p>子育て支援課</p>
<p>高齢者・障害者への虐待防止・予防に関する啓発を行います。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙、ホームページ等を利用した周知 年1回以上</li> </ul>	<p>高齢者支援課 社会福祉課</p>
<p>関係機関と連携し、窓口等において虐待防止に関する啓発を行うとともに、虐待防止ネットワーク会議の設置を図ります。</p>	<p>高齢者支援課 社会福祉課</p>
<p>乳幼児健診・就学前健診未受診者の把握や家庭訪問指導を通じて、DVや児童虐待の早期発見に努めます。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診未受診者の状況把握 100%</li> </ul>	<p>健康増進課 管理課</p>

② 相談体制の充実

事業内容	担当課
<p>人権相談の充実や法務局人権擁護課との連携を図ります。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙、ホームページ等を利用した人権相談に関する周知 年12回以上</li> </ul>	<p>地域づくり課</p>
<p>DV相談窓口職員、婦人相談員、母子・父子自立支援員、家庭相談員等を配置し、相談者に適切な支援を行います。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DVに関する研修への参加 年1回以上</li> <li>・児童虐待防止に関する研修への参加 年1回以上</li> </ul>	<p>子育て支援課</p>
<p>関係機関と連携し、要保護児童等に適切な支援を行います。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策地域協議会の開催</li> </ul>	<p>子育て支援課</p>

### ③ 関係機関との連携強化

事業内容	担当課
D V及び虐待（児童・高齢者・障害者等）は多様な関係機関による支援が必要であるため、関係団体との連携を図ります。	子育て支援課 社会福祉課 高齢者支援課 地域づくり課 管理課
関係機関、関係施設と連携し、D V及び虐待等により緊急保護が必要なD V被害者・児童・高齢者・障害者に対応します。	子育て支援課 高齢者支援課 社会福祉課

### （２）セクシャル・ハラスメント等のあらゆる暴力や性犯罪の防止

#### 【現状と課題】

人権の尊重は、私たちの社会の基礎となるものであり、男女共同参画社会の実現には不可欠なものです。男女を問わず、すべての人々の人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築いていく必要があります。

暴力は、人権に対する重大かつ深刻な侵害であり、対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。しかし、社会には身体への暴力ばかりでなく精神的、性的な暴力など、様々な形で存在しています。このため、暴力・人権侵害の発生を防ぐ環境づくりを積極的に推進していくことが求められています。

#### 【施策の方向と目標】

#### ① 人権尊重意識の啓発

事業内容	担当課
人権擁護委員と連携し、「人権擁護委員の日」、「人権週間」にあわせた啓発活動などを行い、あらゆる暴力が重大な人権侵害にあたることを周知する。 【指標】 ・街頭人権啓発活動の実施 年2回以上	地域づくり課

#### ② セクシャル・ハラスメント等防止対策の推進

事業内容	担当課
セクシャル・ハラスメント（相手の意に反した性的いやがらせ）等の防止に向けた啓発に努めます。 【指標】 ・セクシャル・ハラスメント等は人権侵害であるという認識を促す情報提供 年1回以上	地域づくり課
職場でのセクシャル・ハラスメント等の防止を促進するため、千葉労働局雇用均等室や男女共同参画センターなどの関係機関において実施されている相談窓口について	産業振興課

の情報提供を行います。	
市職員に対して、パワーハラスメント、メンタルヘルス、セクシャルハラスメントなど、精神的・性的な人権意識（資質）向上を図るため、独自の研修プランや外部研修への参加などを推進します。	総務課

### ③ ストーカーや性犯罪等の防止対策の推進

事業内容	担当課
被害者をストーカー行為等から守るため、ストーカー規制法の周知、啓発を推進するとともに、関係機関等との連携強化を図ります。	地域づくり課
<del>だれもが安心して暮らせるよう、区・自治会等との連携のもと、忍び込み、ひったくりなどと合わせて性犯罪防止のために防犯パトロールの強化に取り組みます。</del>	<del>安全対策課</del>
出会い系サイトなど、子どもたちをインターネットを介した犯罪から守るため、メディア教育を実施するなど巻き込まれないための対策を進めます。また、広報紙、ホームページ等を利用した周知を図ります。 【指標】 ・インターネットを通じた犯罪に関する児童・生徒への啓発 年2回以上	管理課